

地方公共団体財政健全化法に基づく県内市町村等の健全化判断比率及び資金不足比率について(確報値)

令和5年12月1日
 総務部市町村課 財政第一班
 総務部市町村課 財政第二班

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する県内市町村等(仙台市を除く。)における健全化判断比率及び資金不足比率について、令和4年度決算に基づく算定結果は次のとおりであった。

第1 健全化判断比率の状況

指標名	早期健全化基準	財政再生基準	早期健全化基準以上の団体
実質赤字比率	11.25 ~ 15 %	20%	該当なし
連結実質赤字比率	16.25 ~ 20 %	30%	該当なし
実質公債費比率	25%	35%	該当なし
将来負担比率	政令市:400% 政令市以外:350%	-	該当なし

第2 資金不足比率の状況

指標名	経営健全化基準	経営健全化基準以上の団体
資金不足比率	20%	該当なし ※ 資金不足額が生じた会計は、全123会計(仙台市を除く)のうち1会計

【資金不足額が生じた会計】

地方公共団体の名称	特別会計の名称	資金不足額	資金不足比率
涌谷町	涌谷町国民健康保険病院事業会計	108,482千円	6.8%
仙台市(※参考)	自動車運送事業会計	217,114千円	3.7%

地方公共団体財政健全化法に基づく県内市町村等の健全化判断比率及び資金不足比率について(確報値)

第3 各市町村の健全化判断比率

市町村名	健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
仙台市(※参考)		- (11.25)	- (16.25)	6.5	57.5
石巻市		- (11.47)	- (16.47)	9.3	25.7
塩竈市		- (13.00)	- (18.00)	4.2	-
気仙沼市		- (12.57)	- (17.57)	8.4	-
白石市		- (13.37)	- (18.37)	2.8	-
名取市		- (12.65)	- (17.65)	3.9	-
角田市		- (13.68)	- (18.68)	9.9	17.2
多賀城市		- (12.94)	- (17.94)	3.6	-
岩沼市		- (13.37)	- (18.37)	▲ 1.0	-
登米市		- (11.99)	- (16.99)	8.3	66.4
栗原市		- (11.96)	- (16.96)	7.3	11.2
東松島市		- (13.26)	- (18.26)	9.5	-
大崎市		- (11.53)	- (16.53)	6.8	64.2
富谷市		- (13.31)	- (18.31)	▲ 2.3	-
蔵王町		- (15.00)	- (20.00)	4.0	-
七ヶ宿町		- (15.00)	- (20.00)	7.0	-
大河原町		- (14.68)	- (19.68)	1.8	-
村田町		- (15.00)	- (20.00)	11.3	59.4
柴田町		- (13.67)	- (18.67)	4.7	53.0
川崎町		- (15.00)	- (20.00)	4.5	-

(単位:%)

市町村名	健全化判断比率	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
丸森町		- (14.80)	- (19.80)	8.2	10.2
亘理町		- (13.83)	- (18.83)	5.4	-
山元町		- (15.00)	- (20.00)	6.5	-
松島町		- (15.00)	- (20.00)	6.8	-
七ヶ浜町		- (15.00)	- (20.00)	1.1	-
利府町		- (13.90)	- (18.90)	6.3	39.6
大和町		- (13.78)	- (18.78)	1.8	-
大郷町		- (15.00)	- (20.00)	8.3	-
大衡村		- (15.00)	- (20.00)	5.9	-
色麻町		- (15.00)	- (20.00)	9.9	76.3
加美町		- (13.55)	- (18.55)	7.3	22.0
涌谷町		- (14.96)	- (19.96)	6.6	2.3
美里町		- (14.02)	- (19.02)	7.1	19.8
女川町		- (15.00)	- (20.00)	5.5	-
南三陸町		- (14.73)	- (19.73)	10.5	-
加重平均 (仙台市除く)				6.2	-
加重平均 (仙台市含む) ※参考				6.3	18.7

※ 括弧内は、各市町村の早期健全化基準である。